
プロジェクト **税効果会計**
項目 **税効果会計に関する開示の検討
—事務局の提案内容**

本資料の目的

1. 第 352 回企業会計基準委員会並びに第 44 回及び第 45 回税効果会計専門委員会（以下「専門委員会」という。）において、財務諸表利用者が、その目的に応じて利用する税効果会計に関連する情報を明らかにすることによって現行の開示に対して追加すべき開示項目の候補を検討した。
2. 前回の企業会計基準委員会及び専門委員会では、以下の 3 つを追加すべき開示項目の候補とした¹。
 - (1) 評価性引当額の内訳
（将来減算一時差異の合計額と税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額、評価性引当額に重要な増減が生じている場合はその内容）
 - (2) 税務上の繰越欠損金に関する事項
（税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額、特定の連結会社に重要な税務上の繰越欠損金が生じている場合に当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の金額とその認識の根拠）
 - (3) 税法改正による影響額の事項
（税率の変更のみではなく、その他の税法改正の内容も含む繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正額）
3. 当該追加すべき開示項目の候補について広く意見を求めるため、2017 年 1 月 23 日及び 24 日に財務諸表利用者、財務諸表作成者及び監査人に意見聴取（アウトリーチ）を行った（当該意見聴取の概要は、審議事項(2)-3-1 を参照）。
4. 当該アウトリーチにおいて、事務局の提案内容に理解しづらい面があったことから、本資料は、第 352 回企業会計基準委員会及び第 45 回専門委員会での審議も踏まえ、数値例や記載例などを用いることにより事務局の提案をより明らかにするものである。

¹ 詳細については審議事項(2)-3 参考資料 1 参照

アウトリーチの概要

5. 第3項に記載した、市場関係者（財務諸表利用者、財務諸表作成者及び監査人）に対するアウトリーチにおいて聞かれた意見のうち主なものの概要は以下のとおりである。

財務諸表利用者

- (1) 事務局が提案する3項目は利用者のニーズを概ね満たすものである。特に税務上の繰越欠損金に関する情報については、現状よりも繰延税金資産の資産性を詳細に分析できるため、最も有用な提案項目である。
- (2) 単体の情報は、税金費用が納税主体ごとに算定されるため及び分配可能額に影響するため、従前と変わらず投資判断として重要な情報になる。また、金融商品取引法に基づく開示制度において単体開示が簡素化された時に税効果会計の開示は省略されなかったことを踏まえれば、その時点と現在において税効果会計を取り巻く状況に大きな変化は見られず、開示の取扱いを変える理由はない。

財務諸表作成者

- (3) 回収可能性適用指針の公開草案に対するコメントのとおり、財務諸表作成者は、現行の開示で十分であると認識しており、開示項目を追加する場合には相応の理由が必要であると考えている。事務局の分析では、現行の開示を追加する理由に説得力がない。例えば、評価性引当額に関する情報について、その内訳が開示されても税負担率への影響を分析することは困難である。また、経営者が利用していない繰越期限別の税務上の繰越欠損金に関する情報について、利用者が有用であるとは考えづらい。仮に、IFRSとの整合性を図ることを理由に開示を追加する場合、当該開示の有用性をさらに検討する必要がある。
- (4) 仮に連結の開示を充実させる場合、実務負担に配慮し、単体の開示を不要とすべきである。また、税効果会計基準の導入時に比べると海外への事業展開が進展して連結情報の重要性が高まっていることや国際的な会計基準では単体の開示は求められていないことを勘案すると、単体開示の有用性は低下していると考えられる。

監査人

- (5) 事務局が提案する3項目について、具体的な数値の算定方法や注書きの記載内容を明確にして議論を深める必要があるのではないかと。
- (6) 単体の開示について、例えば、連結納税制度を適用している場合に単体の税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額を開示しても、連結

財務諸表提出会社のみが税務上の繰越欠損金を利用できるものではないことから、利用者にとって有用とはいえないケースもあり得ると考えられる。

アウトリーチで聞かれた意見への対応

6. 第5項に記載した意見を聴取するにあたって、事務局が提案している開示に関し、イメージ案の表に記載する数値の内容や注書きの具体的な記載について、十分な理解が得られていないケースが散見された。このため、事務局の提案内容をより明確に記載する。その他のアウトリーチで聞かれた意見への対応は、次回以後に検討する。

事務局の提案の確認

7. 事務局が提案する追加すべき開示項目は、以下のとおりである。

(1) 評価性引当額の内訳

- 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳を注記するにあたっては、将来減算一時差異合計に係る評価性引当額、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額及びその合計額を併せて記載する。
- 評価性引当額に重要な変動が生じている場合、主な変動内容を記載する。

(2) 税務上の繰越欠損金に関する事項

- 税務上の繰越欠損金の額、当該税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額及び当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の額の繰越期限別の情報を記載する。
 - 税務上の繰越欠損金については、法定実効税率を乗じた額で記載する。
 - 繰越期限別の情報を記載するにあたって、年度の区切り方については特に定めない。
- 税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している会社がある場合には、当該会社名、税務上の繰越欠損金が生じた原因、繰延税金資産の計上根拠を記載する。

(3) 税法改正による影響額の事項

- 税制改正の内容及び繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正額を記載する。

8. 仮に追加すべき開示項目の候補をすべて追加する場合の事務局の提案内容は、以下のとおりである。

(黄色は IFRS において直接要求されている事項、水色は IFRS において直接要求されていない事項を示している。)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	税務上の繰越欠損金	640 百万円	800 百万円
	退職給付に係る負債	1,250	1,200
	減損損失	980	880
	その他	150	180
	繰延税金資産小計	3,020	3,060
	評価性引当額	△1,070	△1,180
	繰延税金資産合計	1,950	1,880
繰延税金負債	(以下略)		

2. 評価性引当額の内訳

	前連結会計年度	当連結会計年度
税務上の繰越欠損金	590 百万円	400 百万円
将来減算一時差異の合計	480	780
合計(*1)	1,070	1,180

(*1) 前連結会計年度に比べて評価性引当額が 110 百万円増加している。この増加の主な内容は、連結財務諸表提出会社において、建物及び構築物に係る減損損失に関する評価性引当額を 280 百万円追加的に認識したこと（前連結会計年度 300 百万円、当連結会計年度 580 百万円）に伴うものである。

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度	当連結会計年度
	XX.X %	XX.X %
法定実効税率 (調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	X.X	X.X
住民税均等割等	X.X	X.X
評価性引当額の増減	X.X	X.X
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	X.X	X.X
その他	X.X	X.X
税効果会計適用後の法人税等の負担率	XX.X	XX.X

4. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	100	—	—	400	—	300	(*2) 800
評価性引当額	100	—	—	—	—	300	400
繰延税金資産	—	—	—	400	—	—	(*2) 400

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

(*2) 税務上の繰越欠損金 800 百万円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産 400 百万円を計上している。この繰延税金資産 400 百万円は、連結子会社 A 社における税務上の繰越欠損金の残高 400 百万円（法定実効税率を乗じた額）に対して認識したものである。当該連結子会社 A 社における税務上の繰越欠損金は、平成 XX 年 3 月期に税金等調整前当期純損失を 1,500 百万円計上したことにより生じたものである。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み及び土地の売却の計画により、回収可能と判断し評価性引当額を認識していない。

5. 税法の改正により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額が修正された場合で、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすときは、その内容及び修正額 (略)

6. 決算日後に税法の改正があった場合で、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすときは、その内容及びその影響 (略)

ディスカッション・ポイント

事務局の提案についてご意見を伺いたい。

(別紙1) 現行の会計基準における開示

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	X, XXX 百万円	X, XXX 百万円
退職給付に係る負債	X, XXX "	X, XXX "
減損損失	X, XXX "	X, XXX "
その他	XXX "	XXX "
繰延税金資産小計	X, XXX "	X, XXX "
評価性引当額	△ X, XXX "	△ X, XXX "
繰延税金資産合計	X, XXX "	X, XXX "
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ XXX "	△ XXX "
子会社の留保利益金	△ XX "	△ XXX "
固定資産圧縮積立金	△ XX "	△ XXX "
繰延税金負債合計	△ XXX "	△ X, XXX "
繰延税金資産(負債)の純額	X, XXX "	X, XXX "

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれている。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	X, XXX 百万円	X, XXX 百万円
固定資産－繰延税金資産	X, XXX "	X, XXX "
流動負債－繰延税金負債	△ XX "	△ XX "
固定負債－繰延税金負債	△ XXX "	△ X, XXX "

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	XX. X %	XX. X %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	X. X "	X. X "
住民税均等割等	X. X "	X. X "
試験研究費税額控除	X. X "	X. X "
評価性引当額の増減	X. X "	△ X. X "
在外子会社との税率の差異	X. X "	X. X "
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	X. X "	X. X "
その他	X. X "	X. X "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	XX. X "	XX. X "

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
(略)

以上